

静岡県警察交通管制センターの運用に関する訓令

(平成 11 年 1 月 14 日静岡県警察本部訓令第 3 号)

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、静岡県警察交通管制センター（以下「交通管制センター」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(準拠)

第 2 条 交通管制センターの運用については、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）、道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号）、静岡県道路交通法施行細則（昭和 35 年県公委規則第 7 号）その他別に定めがある場合のほか、この訓令の定めるところによる。

(用語の意義)

第 3 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「交通管制」とは、交通に関する情報を一元的に把握し、交通状況の変化に即応した交通規制、う回誘導、信号機・道路標識等の操作その他の交通の処理を体系的に行うことをいう。
- (2) 「交通情報」とは、法第 109 条の 2 第 1 項の規定に基づき、公安委員会が車両の運転者に対して提供する車両の通行に必要な交通障害情報、道路使用情報、交通渋滞情報及び駐車情報をいう。
- (3) 「交通障害情報」とは、自然災害、異常気象、交通事故その他の事由に基づく道路の通行不能、通行の禁止及び通行の制限に関する情報（道路使用情報を除く。）をいう。
- (4) 「道路使用情報」とは、道路における工事若しくは作業又は競技会等の開催に伴う道路使用に関する情報をいう。
- (5) 「交通渋滞情報」とは、交通渋滞（車両の過度集中、道路工事、事故等の事由により、道路上における車両の交通が滞り、速度がおおむね 20 キロメートル毎時以下になっている状態をいう。）に関する情報をいう。
- (6) 「駐車情報」とは、駐車場の位置、満空状態等に関する情報をいう。
- (7) 「広域交通管制」とは、他県若しくは 2 以上の警察署の管内に及ぶ交通障害若しくは交通渋滞（以下「交通障害等」という。）が発生し、又は発生するおそれがあるため、道路におけるう回誘導、交通規制及び交通広報を広域にわたって総合的に行う必要がある場合に、交通部長の指揮によって実施する一体的な交通対策をいう。
- (8) 「交通情報提供装置」とは、交通情報板、路側通信装置等道路利用者に対して交通情報を提供し、又は交通広報を行う装置をいう。

第2章 交通管制センターの業務等

(業務)

第4条 交通管制センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 交通情報の収集、分析及び広報
- (2) 交通管制システムによる信号機、交通情報提供装置、監視用テレビ等の操作
- (3) 交通障害及び交通渋滞に関する情報の処理
- (4) 交通管制に関する指示連絡
- (5) 乗車、積載及びけん引の許可に関する事項
- (6) その他交通管制に関する事項

(運用責任者)

第5条 交通管制センターの運用責任者は、交通規制課長とする。

2 運用責任者は、交通管制センターの適切な管理、運用及び整備の責めに任ずるものとする。

(管制司令)

第6条 交通管制センターに管制司令を置き、警部をもって充てる。

- 2 管制司令は、運用責任者の命を受け、第4条の業務について交通管制センター勤務員の指揮監督及び指導教養を行うとともに、交通管制に関して現場警察官及び交通巡視員（以下「警察官等」という。）に対し、必要な指令を行うものとする。
- 3 管制司令は、通信指令官と連携を密にし、交通管制システムの効率的な運用に努めるものとする。

(勤務員の勤務制等)

第7条 日曜日、土曜日、休日その他勤務時間外における交通管制業務の処理及び庁舎管理のため、交通規制課員を当直業務に服させるものとし、その勤務指定は運用責任者が行うものとする。

2 運用責任者は、交通管制センターにおける勤務の状況及び主な取扱事項を把握するものとする。

第3章 交通情報の収集

(収集の範囲、方法)

第8条 交通規制課長、交通機動隊長、機動警ら課長、高速道路交通警察隊長及び警察署長は、次の区分により交通情報の収集に努めなければならない。

区分	範囲	方法
交通規制課長	県下及び隣接県	交通管制システムにより収集するほか、道路管理者、交通関係機関、他県の交通管制センター、日本道路交通情報センター等を通じて収集する。
交通機動隊長 機動警ら課長	県内幹線道路	警ら、交通の指導取締り等を通じて収集する。
高速道路交通	管轄区域内	警ら、交通の指導取締り等の街頭活動、道路の

警察隊長 警察署長		使用許可、道路工事の協議、道路管理者からの通行の禁止又は制限の通報等を通じて収集する。
--------------	--	---

(交通情報の一般報告)

第9条 警察官等は、勤務中交通情報を収集し、交通管制センターに報告するように努めなければならない。

2 警察官等は、交通障害等が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、速やかに発生場所を管轄する警察署長及び高速道路交通警察隊長（以下「署長等」という。）に報告しなければならない。この場合において、緊急に措置すべき事案であると認めるときは、直ちに混雑緩和又は危険防止の措置を講ずるとともに、その状況を署長等に報告しなければならない。

3 通信指令課長は、110番通報その他の方法により交通障害等を認知したときは、交通管制センターに通報するものとする。

(交通情報の特別報告)

第10条 署長等は、交通障害等が発生し、若しくは発生するおそれがある場合又は道路使用が行われる場合において、別表に定める基準に該当するときは、交通規制課長を経由して交通部長に報告するとともに、関係があると認められる署長等に対し、通報するものとする。

2 前項の規定による報告及び通報の方法は、別記様式によりFAXにより行うものとする。ただし、急を要するものについては、電話等により行うことができるものとする。

第4章 交通情報の処理

(通報及び広報)

第11条 運用責任者は、収集し、又は分析した交通情報を次の各項の区分により、積極的に通報又は広報しなければならない。

	交通情報の内容	措置
1	交通規制、警衛、警備活動、緊急配備等において必要と認められるもの	関係する所属長に通報すること。
2	広域交通管制要領（平成4年警察庁内規発第36号、都交発第39号）に定める交通障害等の基準に該当するもの	警察庁、関係管区警察局及び関係都道府県警察に通報すること。
3	法第109条の2第1項に規定する情報に該当するもの	電話・FAX自動応答システムを活用するほか、日本道路交通情報センター、報道機関等を通じて車両運転者その他の道路利用者へ広報すること。
4	道路管理、車両の運行管理等の参考となると認められるもの	道路管理者、道路運送事業者、安全運転管理者等へ広報すること。

(管制司令の措置)

第12条 管制司令は、第9条の規定により報告等のあった交通情報のうち、緊急に措置すべき事案であると認めるときは、直接、現場に配置された警察官等に対して、手

信号、信号機の手動操作、う回誘導、通行の禁止又は制限等必要な措置を講ずるよう指示することができる。

- 2 管制司令は、前項の指示をしたときは、事後速やかに運用責任者及び当該警察官等の所属する長に、その内容を報告しなければならない。

第5章 交通障害等の解消措置

(初動措置)

第13条 署長等は、第9条第2項の規定による報告を受けたときは、交通規制課長を経由して交通部長に報告するとともに、速やかに現場その他の交通要点へ警察官等を配置し、通行の禁止又は制限、う回誘導、現場広報等交通の安全と円滑を図るため必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の場合において、署長等は、道路管理者による通行の禁止又は制限の措置が必要であると認めるときは、その状況を当該道路管理者に通報するものとする。

(広域交通管制の実施)

第14条 交通部長は、第10条の規定による報告を受けた場合において、広域交通管制により措置すべき事案であると認めるときは、警察署等を指定して交通対策の実施について必要な指揮を行うとともに、署長等の行う交通規制等の調整を行うものとする。

- 2 前項の場合において、交通部長は、必要があると認めるときは、運用責任者、交通機動隊長、機動警ら課長、高速道路交通警察隊長又は警察署長に対し、要員の派遣又は装備資機材の差出しを指示することができる。
- 3 交通部長は、高速自動車国道、自動車専用道路（以下「高速道路等」という。）又は一般国道における交通障害が長時間にわたり、かつ、交通に著しい支障を及ぼすことが予想される場合は、警察庁、関係管区警察局及び関係各都道府県警察に対して、う回指導、交通規制等の協力要請を行うものとする。

第6章 信号機及び交通情報提供装置の取扱い等

(集中制御用交通信号機の現示管理)

第15条 交通管制センターにおいて操作する集中制御用交通信号機（路線系統制御信号機及び地域制御信号機。以下同じ。）の現示管理は、運用責任者が行うものとする。

- 2 警察署長は、集中制御用交通信号機の信号現示が不適切であると認めるとき、特別な交通事情等により信号現示の変更を必要とするときその他手動操作により運用しようとするときは、運用責任者に連絡しなければならない。ただし、急を要するときは手動操作開始後速やかに連絡するものとする。
- 3 警察署長及び交通機動隊長は、集中制御用交通信号機の現示内容に関する情報を必要とするときは、運用責任者に照会することができる。

(交通情報提供装置の運用)

第16条 交通管制センターにおいて操作する交通情報提供装置の運用管理は、運用責任者が行うものとする。

- 2 警察署長は、特別な交通事情等により交通情報提供装置に通常表示している内容と異なる表示をしようとするときは、運用責任者に依頼するものとする。

第7章 交通管制計画の策定等

(交通管制計画の策定)

第17条 運用責任者、署長等は、交通障害等が発生した場合において、迅速、的確な交通管制措置が講じられるよう、平素から次に掲げる各号に留意して、交通管制計画を策定しておかなければならない。

- (1) 大規模な交通障害等の発生が予想される道路
- (2) 交通規制の方法及びう回の指定
- (3) 警察官等の配置及び運用
- (4) 広報用立看板等必要な資機材の整備
- (5) 関係機関、団体との連絡通報体制

(教養訓練の実施)

第18条 運用責任者、交通機動隊長、機動警ら課長、高速道路交通警察隊長及び警察署長は、交通情報の収集及び報告並びに交通処理の実施要領について、随時、教養訓練を行い、その習熟を図るように努めなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- (既存訓令の廃止)
- 2 静岡県警察の交通管制に関する訓令（昭和50年県本部訓令第6号）は、廃止する。

附 則(令和5年3月17日県本部訓令第18号)

この訓令は、令和5年3月20日から施行する。